

個別の指導・助言に係る都道府県選挙管理委員会への アンケート結果への対応について

1. 報告期限について

形式審査の件数の多い選挙管理委員会等、一部の選挙管理委員会から期限の見直しの要望があったことから、例年は12月初旬としていた当委員会事務局への報告期限について、令和3年分の取組から報告期限を12月下旬とする。

2. その他の意見・要望等について

報告事務要領の改善など、各都道府県選挙管理委員会から寄せられた意見・要望等については、今後の個別の指導・助言のあり方全体にも関わるものであることから、中期的な対応策について、次回以降の委員会で引き続き決定する。